

会員各位

専門医制度，専門医制度細則，形成外科領域指導医制度，
形成外科領域指導医制度細則，専門医生涯教育制度細則，
専門医生涯教育制度施行細則の改定について

2015年6月20日
一般社団法人 日本形成外科学会
理事長 細川 互
指導医認定委員会
委員長 朝戸 裕貴
制度検討委員会
委員長 仲沢 弘明

2015年4月9日の通常総会にて専門医制度，専門医制度細則，形成外科領域指導医制度，形成外科領域指導医制度細則，専門医生涯教育制度細則，専門医生涯教育制度施行細則が改定されましたので，ご報告申し上げます。

一般社団法人 日本形成外科学会形成外科領域専門医制度 案

平成 27 年 4 月 制定

旧

新

(目的)

第 1 条 日本形成外科学会専門医制度は、必要にして十分な能力をもつ形成外科医を認定することにより、わが国における形成外科の進歩発展とその水準の向上を図り、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(義務)

第 2 条 日本形成外科学会専門医は、形成外科の進歩と学会の発展のために積極的に努力し、後進の指導に尽くさねばならない。

(専門医の認定)

第 3 条 日本形成外科学会（以下学会という）は、正会員の中、医師であって、学会の認定する施設において、所定の修練を行い、形成外科における知識と技能に優れたものを審査の上、学会専門医として認定し、専門医証を交付し、専門医登録簿に登録する。

(認定施設および教育関連施設の認定)

第 4 条 学会は専門医となるための修練に適した施設を認定施設および教育関連施設として認定し、専門医研修施設証を交付し、登録簿に登録する。

(認定細則)

第 5 条 第 3 条および第 4 条の認定に関する手続きその他を規定するために、認定に関する細則を定める。

(委員会)

第 6 条 専門医認定ならびに認定施設認定に関する業務を行うために、学会に専門医認定委員会ならびに認定施設認定委員会を置く。

(認定の取り消し)

第 7 条 理事長は別に定める細則により認定を取り消すことができる。

(指導専門医)

第 8 条 日本形成外科学会は特定領域における専門医を認定する目的を達成するために特定領域指導専門医制度を設ける。その運用に当たっては別に規約を定める。

(改廃)

第 9 条 この制度の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

(目的)

第 1 条 形成外科領域専門医制度は、必要にして十分な能力をもつ形成外科医を認定することにより、わが国における形成外科の進歩発展とその水準の向上を図り、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(義務)

第 2 条 形成外科領域専門医は、形成外科の進歩と学会の発展のために積極的に努力し、後進の指導に尽くさねばならない。

(専門医の認定)

第 3 条 日本形成外科学会（以下学会という）は、一般社団法人日本専門医機構（以下機構という）の委託を受けて、医師であって、学会および機構の認定する施設において所定の修練を行い、形成外科領域の基本的な知識と技能を習得したものを審査の上、形成外科領域専門医有資格者として機構に報告する。

(専門研修基幹施設および専門研修連携施設の認定)

第 4 条 学会は専門医となるための修練に適した施設を専門研修基幹施設および専門研修連携施設として機構に推薦し、認定を受けた後、専門研修施設証を交付し、登録簿に登録する。

(認定細則)

第 5 条 第 3 条および第 4 条の認定に関する手続きその他を規定するために、認定に関する細則を定める。

(委員会)

第 6 条 専門医資格認定ならびに専門研修施設認定に関する業務を行うために、学会に専門医認定委員会ならびに認定施設認定委員会を置く。

(認定の取り消し)

第 7 条 理事長は別に定める細則により資格認定を取り消し、機構に報告することができる。

(専門医資格の継承)

第 8 条 本制度施行前の日本形成外科学会専門医制度において専門医の資格を有している者に対しては、専門医資格の更新に際して一定の審査を経た後に、名称を形成外科領域専門医と改称して同資格を継承するものとする。

(継承細則)

第 9 条 第 8 条の継承に関する手続きその他を規定するために別に細則を定める。

(改廃)

第 10 条 この制度の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

旧

附 則

- 1 この制度は、平成 25 年 3 月 1 日より施行する。

新

附 則

- 1 この制度は、平成 29 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 第 3 条の機構による専門医認定は、本制度による専門研修修了者について行う。それ以前の制度による形成外科研修修了者については学会が形成外科専門医の認定を行い、専門医資格の更新に際して形成外科領域専門医としての資格継承を行う。

一般社団法人 日本形成外科学会形成外科領域専門医制度 細則 改正案

旧

第1章 総 則

(目的)

第1条 日本形成外科学会専門医制度細則（以下細則という）は、日本形成外科学会専門医制度第5条にもとづき、研修の細目ならびに認定に関する手続きを定めるものである。

第2章 専門医認定委員会

(専門医認定委員会の構成)

第2条 制度第6条の専門医認定委員会の構成は18名とする。

(選出)

第3条 専門医認定委員のうち10名は評議員会において専門医である評議員の中から選挙より選出する。その選出には定款細則第5条より第7条までの規定を準用し、選出すべき人数の半数の連記投票による。他の8名は理事長が別途指名する。

(任期)

第4条 専門医認定委員の任期は評議員選挙の行われた年の通常総会終了時より、次次期通常総会終了時までとし、連続2期を越えることはできない。

(補充)

第5条 専門医認定委員の欠員を生じた時は、次点者を繰り上げ、その任期は前任者の残任期間とする。

(事務所)

第6条 専門医認定委員会は学会事務局内に事務所を置く。

(委員長)

第7条 専門医認定委員会の委員長は理事長が指名し、委員長は委員会を代表する。副委員長は委員会において委員長が指名する。

(招集)

第8条 専門医認定委員会の招集は委員長が行う。委員現在数の3分の1以上から会の目的たる事項を示して請求があった時は、すみやかに委員会を招集しなければならない。

(議長)

第9条 専門医認定委員会の議長は委員長とする。

(成立)

第10条 専門医認定委員会は委員現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。あらかじめ委任状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、認定審査の場合には委任状を認めない。

新

第1章 総 則

(目的)

第1条 形成外科領域専門医制度細則（以下細則という）は、形成外科領域専門医制度第5条にもとづき、研修の細目ならびに認定に関する手続きを定めるものである。

第2章 専門医認定委員会

(専門医認定委員会の構成)

第2条 制度第6条の専門医認定委員会の構成は18名とする。

(選出)

第3条 専門医認定委員のうち10名は評議員会において専門医である評議員の中から選挙より選出する。その選出には定款細則第5条より第7条までの規定を準用し、選出すべき人数の半数の連記投票による。他の8名は理事長が別途指名する。

(任期)

第4条 専門医認定委員の任期は評議員選挙の行われた年の通常総会終了時より、次次期通常総会終了時までとし、連続2期を越えることはできない。

(補充)

第5条 専門医認定委員の欠員を生じた時は、次点者を繰り上げ、その任期は前任者の残任期間とする。

(事務所)

第6条 専門医認定委員会は学会事務局内に事務所を置く。

(委員長)

第7条 専門医認定委員会の委員長は理事長が指名し、委員長は委員会を代表する。副委員長は委員会において委員長が指名する。

(招集)

第8条 専門医認定委員会の招集は委員長が行う。委員現在数の3分の1以上から会の目的たる事項を示して請求があった時は、すみやかに委員会を招集しなければならない。

(議長)

第9条 専門医認定委員会の議長は委員長とする。

(成立)

第10条 専門医認定委員会は委員現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き、議決することができない。あらかじめ委任状を提出したものはこれを出席とみなす。ただし、認定審査の場合には委任状を認めない。

旧

(議決)

第11条 専門医認定委員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(認定審査の非公開)

第12条 専門医認定審査に関する議事は原則として非公開とする。

(議事録)

第13条 議事録は議長が作成し、議長および議事録署名人2名が署名、捺印のうえ、委員会および学会に保存する。

第3章 認定施設認定委員会

(認定施設認定委員会の構成)

第14条 制度第6条の認定施設認定委員会の構成は8名とする。

(委員の指名)

第15条 認定施設認定委員は理事長が指名する。欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(業務)

第16条 認定施設認定委員会に本細則第4条および第6条より第13条までの規定を準用する。

この場合「専門医認定委員会」とあるのは「認定施設認定委員会」と読み替えるものとする。

(兼任の禁止)

第17条 認定施設認定委員は専門医認定委員を兼ねることができない。

第4章 専門医の認定を申請するものの資格

(専門医申請資格)

第18条 専門医申請資格は、以下の各項を充足するものとする。

- (1) 6年以上日本国医師免許証を有するもの
- (2) 臨床研修2年の後、資格を有する研修施設において通算4年以上の形成外科研修を行うこと。4年以上ひきつづいて日本形成外科学会正会員であること
- (3) 第19条に定める研修を終了し、第20条に定める記録を有するもの
- (4) 日本形成外科学会主催の講習会（学術研修会あるいはインストラクショナル・コース）受講証明書を4枚以上有すること

新

(議決)

第11条 専門医認定委員会の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(認定審査の非公開)

第12条 専門医認定審査に関する議事は原則として非公開とする。

(議事録)

第13条 議事録は議長が作成し、議長および議事録署名人2名が署名、捺印のうえ、委員会および学会に保存する。

第3章 認定施設認定委員会

(認定施設認定委員会の構成)

第14条 制度第6条の認定施設認定委員会の構成は8名とする。

(委員の指名)

第15条 認定施設認定委員は理事長が指名する。欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(業務)

第16条 認定施設認定委員会に本細則第4条および第6条より第13条までの規定を準用する。

この場合「専門医認定委員会」とあるのは「認定施設認定委員会」と読み替えるものとする。

(兼任の禁止)

第17条 認定施設認定委員は専門医認定委員を兼ねることができない。

第4章 専門医の認定を申請するものの資格

(専門医申請資格)

第18条 専門医申請資格は、以下の各項を充足するものとする。

- (1) 6年以上日本国医師免許証を有するもの
- (2) 臨床研修2年の後、資格を有する研修施設において通算4年以上の形成外科研修を行うこと
- (3) 第19条に定める研修を終了し、第20条に定める記録を有するもの
- (4) 日本形成外科学会主催の講習会（学術研修会あるいはインストラクショナル・コース）受講証明書を4枚以上有すること
- (5) 少なくとも1編以上の形成外科に関する論文を筆頭著者として発表しているもの（発表誌は年2回以上定期発行され、査読のあるものとする）

(研修の条件)

第19条

1 研修期間

形成外科研修は4年以上とする。但し義務化された臨床研修期間中の形成外科研修は含まない。この規定は第98回日本国医師国家試験合格者以降の者に適用する。それに該当しない者については、これと同等以上の形成外科研修を終了したと専門医認定委員会が認定したものは可とする。

ただし、大学院生などの研修期間に関しては、週4日以上形成外科の臨床研修に携わったものはフルカウントできる。なお、臨床研修が週3日のものはその年限の3/4を、週2日のものはその年限の1/2を、週1日のものはその年限の1/4をカウントするものとする。研修の実状は当該科の所属長、または施設長が責任をもって認定する。なお、申請内容に疑義が生じた場合、専門委員会で審議することがある。

2 研修施設

形成外科研修については、学会が認定した形成外科研修施設、あるいはこれと同等以上と認めた国外の施設とする。ただし、学会が認めた認定施設で最低2年以上の研修を必要とする。その他の臨床研修については、厚生労働省の定める臨床研修指定病院、またはこれに準ずる病院とする。

(研修記録)

第20条 第18条第3項の記録とは研修期間に行った次の項目の記録をいう。

- (1) 申請者の受け持った患者で直接手術に関与した 300 症例の症例一覧表
- (2) 申請者の受け持った患者で直接手術に関与した 20 症例の図を伴う症例記録
- (3) 申請者が術者として手術を行った 10 症例についての所定の病歴要約
- (4) (2), (3) の症例は、認定施設あるいは教育関連施設で行った症例に限る。

(研修の条件)

第19条

1 研修期間

形成外科専門研修は4年以上とする。但し義務化された臨床研修期間中の形成外科研修は含まない。この規定は第98回日本国医師国家試験合格者以降の者に適用する。それに該当しない者については、これと同等以上の形成外科研修を終了したと専門医認定委員会が認定したものは可とする。

ただし、大学院生、時短勤務者や非常勤医などの研修期間に関しては、週32時間(ただし1日8時間以内)以上形成外科の臨床研修に携わったものはフルカウントできる。なお、臨床研修が週24時間以上32時間未満(1日8時間以内)のものはその年限の3/4を、週16時間以上24時間未満(1日8時間以内)のものはその年限の1/2を、週8時間以上16時間未満(1日8時間以内)のものはその年限の1/4をカウントするものとする。研修の実状は当該科の所属長、または施設長が責任をもって認定する。なお、申請内容に疑義が生じた場合、専門委員会で審議することがある。

2 研修施設

形成外科専門研修については、学会が推薦し機構の認定を得た専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設とする。ただし、専門研修基幹施設で最低1年の研修を必要とする。

(研修記録)

第20条 第18条第3項の記録とは研修期間に行った次の項目の記録をいう。

- (1) 申請者の受け持った患者で直接手術に関与した 300 症例の症例一覧表(うち80症例以上は術者)
- (2) 申請者が術者として手術を行った10症例についての所定の病歴要約
- (3) (1), (2) の症例は、専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設で行った症例に限る。

旧

2. 前項 (2), (3) の症例にはそれぞれ以下の 11 項目中 8 項目以上を含まねばならない。

- (1) 新鮮熱傷 (全身管理を要する非手術例を含む)
- (2) 顔面骨骨折および顔面軟部組織損傷
- (3) 唇裂・口蓋裂
- (4) 手, 足の先天異常, 外傷
- (5) その他の先天異常
- (6) 母斑, 血管腫, 良性腫瘍
- (7) 悪性腫瘍およびそれに関連する再建
- (8) 瘢痕, 瘢痕拘縮, ケロイド
- (9) 褥瘡, 難治性潰瘍
- (10) 美容外科
- (11) その他

ただし, 同一症例の同一部位は, 1 項目としてのみ適用される。同一症例の同一部位は, 一人の研修者の記録としてのみ適用される。同一症例であっても, 疾患, 部位が異なる場合は, この限りではない。

第 5 章 専門医認定の方法

(提出書類)

第 21 条 審査を受けようとするものは, 以下の書類を定められた期日までに専門医認定委員会に提出するものとする。

- (1) 認定申請書ならびに所定の審査料
- (2) 日本国医師免許証の写し
- (3) 履歴書および業績 (形成外科に関する論文)
- (4) 研修病院在籍証明書またはこれに代わるもの。認定施設の長が異動あるいは不測の理由で証明できない場合, 病院長あるいは後任者が一括して研修期間を認定することができる
- (5) 第 20 条に定める症例の記録
- (6) 日本形成外科学会主催の講習会 (学術研修会あるいはインストラクショナル・コース) の受講証明書 4 枚以上

(公示)

第 22 条 専門医認定委員会は年 1 回認定審査を施行し, その日時, その他については実施 6 ヶ月前に公示する。

新

2. 前項 (1), (2) の症例はそれぞれ別に定める形成外科専門研修プログラムに従った内容のものとする。ただし, 同一症例の同一部位は, 1 項目としてのみ適用される。同一症例の同一部位は, 一人の研修者の記録としてのみ適用される。同一症例であっても, 疾患, 部位が異なる場合は, この限りではない。

第 5 章 専門医認定の方法

(提出書類)

第 21 条 資格審査を受けようとするものは, 以下の書類を定められた期日までに専門医認定委員会に提出するものとする。

- (1) 認定申請書ならびに所定の審査料
- (2) 日本国医師免許証の写し
- (3) 履歴書および業績 (形成外科に関する論文)
- (4) 研修病院在籍証明書またはこれに代わるもの。認定施設の長が異動あるいは不測の理由で証明できない場合, 病院長あるいは後任者が一括して研修期間を認定することができる
- (5) 第 20 条に定める症例の記録
- (6) 日本形成外科学会主催の講習会 (学術研修会あるいはインストラクショナル・コース) の受講証明書 4 枚以上

(公示)

第 22 条 専門医認定委員会は年 1 回資格認定審査を施行し, その日時, その他については実施 6 ヶ月前に公示する。

旧

(認定審査)

第23条 専門医認定委員会は、以下の認定審査を行う。

1 資格審査

専門医認定を申請するものが、第18条に定める資格を充足しかつ十分な研修を受けているか否かを提出書類を基に審査する。

2 試験審査

資格審査合格の者に対し以下の試験審査を行う。

- (1) 形成外科的一般知識に関する筆記試験を行う
 - (2) 主に申請者の研修記録について口頭試問を行う
- (審査結果の通知)

第24条 専門医認定委員会は、審査の結果を理事長に報告し、すみやかに申請者に通知する。

(登録)

第25条 認定審査合格者は所定の登録料を学会事務局に支払うものとし、そののち理事長は認定審査合格者を専門医登録原簿に登録、公示し、専門医証を交付する。

(手数料の返還)

第26条 既納の試験・審査料および登録料は、原則としてこれを返還しない。

(異議申し立て)

第27条 認定審査の結果に異議がある者は結果を通知した消印日から14日以内に文章で専門医認定委員会に対し異議申し立てをすることができる。

(専門医資格の更新)

第28条 専門医は生涯教育制度細則に則り5年毎に専門医資格を更新しなければならない。

(専門医資格の停止および取り消し)

第29条 以下の各項のいずれかに該当すると思われるものは、専門医生涯教育委員会が調査、確認し理事長に報告する。理事長は理事会、評議員会の承認を経て専門医の資格の停止および取り消しを行い、専門医登録原簿よりその名を削除し、専門医証を返却させ、この旨を公示する。

- (1) 認定につき過誤があった者
- (2) 学会正会員の資格を喪失した者、ただし、名誉会員はその限りでない
- (3) 専門医で資格を返上した者
- (4) 専門医であって所定の更新手続きを行わず生涯教育制度細則第11条に該当する者
- (5) 提出書類の記載に虚偽があったと認められた者
- (6) 専門医認定試験において不正があったと認められた者

新

(資格認定審査)

第23条 専門医認定委員会は、以下の認定審査を行う。

1 書類審査

専門医認定を申請するものが、第18条に定める資格を充足しかつ十分な研修を受けているか否かを、提出書類を基に審査する。

2 試験審査

書類審査合格の者に対し以下の試験審査を行う。

- (1) 形成外科的一般知識に関する筆記試験を行う
 - (2) 主に申請者の研修記録について口頭試問を行う
- (審査結果の通知)

第24条 専門医認定委員会は、審査の結果を理事長に報告する。理事長は有資格者を機構に報告し、そののち機構からの審査結果をすみやかに申請者に通知する。

(登録)

第25条 認定審査合格者は所定の登録料を機構に支払うものとし、そののち機構は専門医証を交付する。学会理事長は認定審査合格者を専門医登録原簿に登録、公示する。

(手数料の返還)

第26条 既納の試験・審査料は、原則としてこれを返還しない。

(異議申し立て)

第27条 資格認定審査の結果に異議がある者は結果を通知した消印日から14日以内に文書で専門医認定委員会に対し異議申し立てをすることができる。

(専門医資格の更新)

第28条 専門医は生涯教育制度細則に則り5年毎に専門医資格を更新しなければならない。

(専門医資格の停止および取り消し)

第29条 以下の各項のいずれかに該当すると思われるものは、専門医生涯教育委員会が調査、確認し理事長に報告する。理事長は理事会、評議員会の承認を経て該当する専門医を機構に報告し、専門医登録原簿よりその名を削除し、専門医証を返却させ、この旨を公示する。

- (1) 認定につき過誤があった者
- (2) 学会正会員の資格を喪失した者、ただし、名誉会員はその限りでない
- (3) 専門医で資格を返上した者
- (4) 専門医であって所定の更新手続きを行わず生涯教育制度細則第11条に該当する者
- (5) 提出書類の記載に虚偽があったと認められた者
- (6) 専門医認定試験において不正があったと認められた者

(再認定)

第30条 正会員資格喪失あるいは専門医の資格を返上したものが、再び専門医の資格を取得するには、第4章の申請資格および第5章の認定方法による。

(認定証の再発行)

第31条 認定証を紛失または破損し再発行を希望する場合には理事長に申請する。理事会はそれを審議し、理事長はその結果を申請者に通知する。再発行を許可された者は所定の再発行料を学会事務局に支払うものとし、そのうち理事長は認定証を交付する。

第6章 認定施設の認定を申請する資格

(認定施設申請資格)

第32条 形成外科研修施設の認定の資格は、以下の各項を充足するものとする。

- (1) 臨床研修病院またはそれに準ずる総合的な病院であること
- (2) 原則として形成外科が診療科として標榜されていること
- (3) 施設長が形成外科専門医であること

- (4) 形成外科研修カリキュラムを有すること
- (5) カリキュラムを満たすに必要な形成外科病床を常時有すること
- (6) 形成外科手術が、以下の項目のうち8項目中5項目以上を含む内容であること

ただし、病院に特殊性がある場合、5項目を充足しなくても、特殊な認定施設として認定施設認定委員会の審査を経て認定することがある。ただし特殊な認定施設における研修は、2年間のみ第19条にいう形成外科研修期間として認められる

- (1) 外傷
 - (2) 先天異常
 - (3) 腫瘍
 - (4) 癬痕・癬痕拘縮・ケロイド
 - (5) 難治性潰瘍
 - (6) 炎症・変性疾患
 - (7) 美容（手術のみ）
 - (8) その他（レーザー含む）
- (7) 形成外科に関する教育研究活動（学会論文発表を含む）が活発に行われていること
- (8) 一施設は、複数の認定施設をもつことはできない。

(教育関連施設)

第33条 認定施設は、形成外科研修の一環として他に教育関連施設をもつことができる。これは認定施設が申請し、認められた施設とする。なお、その申請においては常勤の専門医がいることを必須条件とする。ただし、教育関連施設における研修は、2年間のみ第19条にいう形成外科研修期間として認められる。

(再認定)

第30条 正会員資格喪失あるいは専門医の資格を返上したものが、再び専門医の資格を取得するには、第4章の申請資格および第5章の認定方法による。

(認定証の再発行)

第31条 認定証を紛失または破損し再発行を希望する場合には機構に申請する。

第6章 専門研修施設の認定を申請する資格

(専門研修基幹施設申請資格)

第32条 形成外科領域における専門研修基幹施設の認定の資格は、以下の各項を充足するものとする。

- (1) 臨床研修病院またはそれに準ずる総合的な病院であること
- (2) 形成外科が診療科として標榜されていること

- (3) 複数の形成外科領域指導医が常勤として在籍していること

- (4) 形成外科研修カリキュラムを有すること
- (5) カリキュラムを満たすに必要な形成外科病床を常時有すること
- (6) 形成外科手術が、以下の項目のうち8項目中5項目以上を含む内容であること

- (1) 外傷
- (2) 先天異常
- (3) 腫瘍
- (4) 癬痕・癬痕拘縮・ケロイド
- (5) 難治性潰瘍
- (6) 炎症・変性疾患
- (7) 美容（手術のみ）
- (8) その他（レーザー含む）

- (7) 形成外科に関する教育研究活動（学会論文発表を含む）が活発に行われていること

(専門研修連携施設)

第33条 専門研修基幹施設は、形成外科研修の一環として他に専門研修連携施設をもつことができる。これは専門研修基幹施設が申請し、認められた施設とする。なお、その申請においては常勤の形成外科指導医が在籍していることを必須条件とする。

旧

(教育関連美容外科施設)

第34条 認定施設は美容外科研修のための関連施設を持つことができる。申請および条件は第33条にいう教育関連施設と同様であるが、教育関連美容外科施設における研修は1年のみ形成外科研修期間として認められる。

第7章 認定施設認定の方法

(認定の申請)

第35条 認定施設の認定を受けようとする機関は、以下の書類を認定施設認定委員会に提出する。

- (1) 認定施設認定申請書および所定の審査料
- (2) 形成外科責任者の履歴書
- (3) 形成外科診療説明書（規模、教育・診療要員、その他）
- (4) 形成外科研修カリキュラム
- (5) 前年度1年間の外来患者統計および手術例数

(認定施設および教育関連施設の報告義務)

第40条 認定を受けた施設は毎年1回所定の年次報告書を提出する。

2 認定された施設において、下記の事項につき変更があった場合は、年次報告の際に変更届けを提出し、認定施設認定委員会の承認を受ける。

- (1) 指導体制の変更
- (2) 教育関連施設の変更
- (3) その他報告が必要とされる診療施設の内容の変更

(施設認定の取り消し)

第41条 認定施設および教育関連施設が以下の各項のいずれかに該当する場合は、施設認定を取り消し、その旨公示する。

- (1) 認定施設および教育関連施設としての資格を辞退した時
- (2) 年次報告書の提出がなかった時
- (3) 年次報告書の内容が施設認定の条件を十分に満たさなくなった時
- (4) 申請または報告の内容に虚偽があった時

新

(研修連携候補施設)

第34条 専門研修基幹施設は研修連携候補施設を持つことができる。申請は第33条にいう専門研修連携施設と同様であるが、常勤の形成外科領域専門医が在籍していることを必須条件とする。なお、研修連携候補施設における研修は形成外科専門研修において研修期間としては認められない。

第7章 施設認定の方法

(認定の申請)

第35条 専門研修基幹施設あるいは専門研修連携施設の認定を受けようとする機関は、以下の書類を認定施設認定委員会に提出する。

- (1) 施設認定申請書および所定の審査料
- (2) 形成外科責任者の履歴書
- (3) 形成外科診療説明書（規模、教育・診療要員、その他）
- (4) 形成外科研修カリキュラム
- (5) 前年度1年間の外来患者統計および手術例数

研修連携候補施設については、上述のうち(4)を除く書類を提出するものとする。

(認定された施設の報告義務)

第40条 認定を受けた施設は毎年1回所定の年次報告書を提出する。

2 認定された施設において、下記の事項につき変更があった場合は、年次報告の際に変更届けを提出し、認定施設認定委員会の承認を受ける。

- (1) 指導体制の変更
 - (2) 専門研修連携施設の変更
 - (3) 研修連携候補施設の変更
 - (4) その他報告が必要とされる診療施設の内容の変更
- (施設認定の取り消し)

第41条 専門研修基幹施設および専門研修連携施設が以下の各項のいずれかに該当する場合は、機構に報告して施設認定を取り消し、その旨公示する。

- (1) 専門研修基幹施設または専門研修連携施設としての資格を辞退した時
- (2) 年次報告書の提出がなかった時
- (3) 年次報告書の内容が施設認定の条件を十分に満たさなくなった時
- (4) 申請または報告の内容に虚偽があった時

研修連携候補施設についても上記に準じて、学会が施設認定を取り消し、その旨公示する。

旧

第9章 細則の変更手続

(改廃)

第44条 この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

この細則は平成25年3月1日より施行する。ただし、第19条および第20条の規程は、平成28年度より適用し、第32条第8項の規程については、平成26年度より適応する。その以前は平成21年4月施行された制度による。

新

第9章 細則の変更手続

(改廃)

第44条 この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

この細則は平成29年4月1日より施行する。ただし、平成26年度以前の医師国家試験合格者で平成32年度までの専門医申請者については平成25年3月施行された制度による。また第32条および第33条における形成外科指導医在籍の条件は平成33年度より適用し、それ以前は形成外科専門医の在籍で認められるものとする。

一般社団法人 日本形成外科学会形成外科領域指導医制度

平成 26 年 10 月 制定

平成 27 年 4 月 改定

(目的)

第 1 条 形成外科領域指導医制度は、形成外科専門研修を行う専攻医に対して、研修上の指導を行ううえで必要にして十分な能力をもつ形成外科領域専門医を認定することにより、わが国における形成外科の進歩発展とその水準の向上を図り、国民の健康と福祉に貢献することを目的とする。

(義務)

第 2 条 形成外科領域指導医は、形成外科の進歩と学会の発展のために積極的に努力し、専門研修における専攻医の指導に尽くさねばならない。

(分野指導医)

第 3 条 日本形成外科学会（以下学会という）は、形成外科領域専門医のうち、学会が認定した各関連分野学会の専門医資格を有する者を、本人の申請に基づいて審査したうえで当該分野指導医として認定し、分野指導医認定証を交付し、分野指導医登録原簿に登録する。

(特定分野指導医)

第 4 条 学会は形成外科領域専門医のうち特定分野について、必要にして十分な能力を有する者を特定分野指導医として認定し、特定分野指導医認定証を交付し、特定分野指導医登録原簿に登録する。その運用に当たっては別に規約を定める。

(形成外科領域指導医の認定)

第 5 条 学会は、第 3 条および第 4 条に定める分野指導医資格もしくは特定分野指導医資格を複数有し、1 回以上

形成外科領域専門医の更新を行った者に対して、本人の申請に基づいて審査したうえで形成外科領域指導医として認定し、形成外科領域指導医認定証を交付し、形成外科領域指導医登録原簿に登録する。

(認定細則)

第 6 条 第 3 条、第 4 条および第 5 条の認定に関する手続きその他を規定するために、認定に関する細則を定める。

(委員会)

第 7 条 学会は第 3 条の分野指導医ならびに第 5 条の形成外科指導医認定に関する業務を行うために、学会に指導医認定委員会を置く。また第 4 条の特定分野指導医については、各特定分野に応じて認定委員会を置く。

(認定の取り消し)

第 8 条 理事長は別に定める細則により認定を取り消すことができる。

(改廃)

第 9 条 この制度の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

1 この制度は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

~~2 日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間においては、一回以上形成外科領域専門医の更新を行った者を専門研修における指導医として認める。~~

一般社団法人 日本形成外科学会形成外科領域指導医制度 細則

平成 26 年 10 月 制定

平成 27 年 4 月 改定

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 形成外科領域指導医制度細則（以下細則という）は、形成外科領域指導医制度第 5 条にもとづき、分野指導医および形成外科領域指導医の認定に関する手続きを定めるものである。

第 2 章 指導医認定委員会

(指導医認定委員会の構成)

第 2 条 制度第 6 条の指導医認定委員会の構成は 6 名とする。

(委員の指名)

第 3 条 指導医認定委員は理事長が指名する。欠員により補充された委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長)

第 4 条 指導医認定委員会の委員長は理事長が指名し、委員長は委員会を代表する。

(兼任の禁止)

第 5 条 指導医認定委員は認定施設認定委員を兼ねることができない。

(事務所)

第 6 条 指導医認定委員会は学会事務局内に事務所を置く。

第 3 章 分野指導医認定の方法

(分野指導医認定の対象となる関連学会)

第 7 条 指導医制度第 3 条にいう分野指導医認定の対象となる学会と分野指導医名称は以下の通りとする。

- (1) 日本手外科学会（手外科分野指導医）
- (2) 日本美容外科学会（JSAPS）（美容外科分野指導医）
- (3) 日本創傷外科学会（創傷外科分野指導医）
- (4) 日本頭蓋顎顔面外科学会（頭蓋顎顔面外科分野指導医）
- (5) 日本熱傷学会（熱傷分野指導医）

(分野指導医の申請資格)

第 8 条 分野指導医申請資格は、以下の各項を充足するものとする。

- (1) 形成外科領域専門医の資格を有するもの。ただし日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間は日本形成外科学会専門医の資格で認められるものとする
- (2) 第 7 条に示すいずれかの学会が認定する専門医資格を有するもの

(分野指導医の提出書類)

第 9 条 審査を受けようとするものは、以下の書類を定められた期日までに指導医認定委員会に提出するものとする。

- (1) 認定申請書ならびに所定の審査料
- (2) 日本国医師免許証の写し
- (3) 形成外科領域専門医認定証（暫定期間においては日本形成外科学会専門医認定証）の写し
- (4) 第 7 条に示す学会の専門医認定証の写し

第 4 章 形成外科領域指導医認定の方法

(形成外科領域指導医の申請資格)

第 10 条 形成外科領域指導医申請資格は、以下の各項を充足するものとする。

- (1) 形成外科領域専門医の資格を有し、1 回以上更新を行った者
- (2) 日本専門医機構の認定する指導者講習会を受講している者

(3) 指導医制度第 3 条の分野指導医、第 4 条の特定分野指導医のうちから複数の分野指導医資格を有する者ただし日本形成外科学会専門医が形成外科領域専門医に移行するまでの暫定期間は (1)、(2) の条件のみで専門研修指導医として認めるものとする。

(形成外科領域指導医の提出書類)

第 11 条 審査を受けようとするものは、以下の書類を定められた期日までに指導医認定委員会に提出するものとする。

- (1) 認定申請書ならびに所定の審査料
- (2) 日本国医師免許証の写し
- (3) 形成外科領域専門医認定証（暫定期間においては日本形成外科学会専門医認定証）の写し
- (4) 複数の分野指導医認定証あるいは特定分野指導医認定証の写し

第 5 章 指導医の審査、登録および更新

(公示)

第 12 条 指導医認定委員会は年複数回の認定審査を施行し、提出書類締切日は前年度のうちに公示する。

(審査結果の通知)

第 13 条 指導医認定委員会は、審査の結果を理事長に報告し、すみやかに申請者に通知する。

(分野指導医の登録)

第 14 条 認定審査合格者は所定の登録料を学会事務局に支払うものとし、そのうち理事長は認定審査合格者を分野指導医登録原簿に登録し、分野指導医認定証を交付する。

(形成外科領域指導医の登録)

第15条 認定審査合格者は所定の登録料を学会事務局に支払うものとし、そのうち理事長は認定審査合格者を形成外科指導医登録原簿に登録、公示し、形成外科領域指導医認定証を交付する。

(手数料の返還)

第16条 既納の審査料および登録料は、原則としてこれを返還しない。

(指導医資格の更新)

第17条 指導医制度第3条の分野指導医に関しては、認定対象となった学会の専門医資格の更新に合わせて、すみやかに本学会に資格更新報告書を提出しなければならない。指導医制度第4条の特定分野指導医に関しては別に更新手続きを定める。形成外科領域指導医に関しては、各分野指導医の資格更新状況その他一定の審査を経て5年ごとに更新手続きを行う。

(指導医資格の停止および取り消し)

第18条 以下の各項のいずれかに該当すると思われるものは、指導医認定委員会が調査、確認し理事長に報告する。理事長は理事会の承認を経て指導医の資格の停止および取り消しを行い、指導医登録原簿よりその名を削除し、指導医認定証を返却させ、この旨を公示する。

(1) 認定につき過誤があった者

(2) 学会正会員の資格を喪失した者、ただし、名誉会員はその限りでない

(3) 分野指導医認定対象となった学会の専門医資格を返上、あるいは更新しなかった者

(4) 特定分野指導医については所定の更新手続きを行わなかった者

(5) 形成外科領域指導医については上記(3)、(4)により形成外科指導医としての要件を欠くに至った者

(6) 提出書類の記載に虚偽があったと認められた者(再認定)

第19条 指導医の資格を停止されたものが、再び指導医の資格を取得するには、再度初回認定と同様の認定方法による。

(認定証の再発行)

第20条 認定証を紛失または破損し再発行を希望する場合には理事長に申請する。理事会はそれを審議し、理事長はその結果を申請者に通知する。再発行を許可された者は所定の再発行料を学会事務局に支払うものとし、そのうち理事長は認定証を交付する。

第6章 細則の変更手続

(改廃)

第21条 この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

1 この細則は平成27年4月1日より施行する。

一般社団法人 日本形成外科学会専門医生涯教育制度 細則

平成 25 年 3 月制定

平成 26 年 4 月改定

平成 27 年 4 月改定

旧

新

第 1 章 総 則

(目的と事項)

第 1 条 日本形成外科学会専門医生涯教育制度（以下、本制度という）は形成外科専門医の生涯教育を目的とし、各専門医はこの目的達成のため次の事項を行う。

- (1) 日本形成外科学会および形成外科学に関連する諸学会・研修会への積極的参加
- (2) 形成外科学会誌および関連学術誌等への論文掲載・啓蒙
- (3) その他専門医の生涯教育に役立つ事項

第 2 章 専門医生涯教育委員会

(構成)

第 2 条 本制度の円滑なる運営のために専門医生涯教育委員会（以下、委員会という）を置き委員長 1 名、委員若干名で構成する。

(委員長)

第 3 条 専門医の中から理事長が指名する。

(委員)

第 4 条 委員長の指名により専門医の中から選び理事長の承認を得る。

(委員の任期)

第 5 条 2 年として重任を妨げない。

(審査会)

第 6 条 随時、委員長が指定する日時に行う。

(業務)

第 7 条 以下の認定結果を理事長に報告し理事長の承認のもとに事業を行う。

- (1) 形成外科医の生涯教育の一環としての専門医の資格更新の認定
- (2) 履修項目およびその点数の認定
- (3) 生涯教育事業の認定
- (4) その他専門医資格更新に関わる業務

第 1 章 総 則

(目的と事項)

第 1 条 日本形成外科学会専門医生涯教育制度（以下、本制度という）は形成外科領域専門医の生涯教育を目的とし、各専門医はこの目的達成のため次の事項を行う。

- (1) 日本形成外科学会および形成外科学に関連する諸学会・研修会への積極的参加
- (2) 形成外科学会誌および関連学術誌等への論文掲載・啓蒙
- (3) その他形成外科領域専門医の生涯教育に役立つ事項

第 2 章 専門医生涯教育委員会

(構成)

第 2 条 本制度の円滑なる運営のために専門医生涯教育委員会（以下、委員会という）を置き委員長 1 名、委員若干名で構成する。

(委員長)

第 3 条 専門医の中から理事長が指名する。

(委員)

第 4 条 委員長の指名により専門医の中から選び理事長の承認を得る。

(委員の任期)

第 5 条 2 年として重任を妨げない。

(審査会)

第 6 条 随時、委員長が指定する日時に行う。

(業務)

第 7 条 以下の認定結果を理事長に報告し理事長の承認のもとに事業を行う。理事長は領域専門医更新の有資格者を機構に報告する。

- (1) 形成外科医の生涯教育の一環としての形成外科領域専門医の更新に関する資格の認定
- (2) 履修項目およびその点数の認定
- (3) 生涯教育事業の認定
- (4) その他専門医資格更新に関わる業務

第3章 生涯教育の基準となる点数

(生涯教育基準の点数)

第8条 学会、研修会、その他への参加、学会発表、形成外科専門誌および関連医学専門雑誌への論文掲載等について施行細則の生涯教育基準点数にもとづき点数が与えられる。

(点数の認定)

第9条 生涯教育基準点数に記載されていないものの点数については委員会に申請して点数を認定してもらうことができる。

第4章 専門医資格更新のための資格

(資格更新に要する点数と日本形成外科学術集会参加義務)

第10条 日本形成外科学会専門医は、5年間で最低150点の単位を獲得しなければならない。

また、5年間に日本形成外科学会学術集会または日本形成外科学会基礎学術集会へ3回以上参加しなければならない。

(資格の更新および喪失)

第11条 専門医は生涯教育制度に則り5年毎に専門医資格を更新し、再登録を行い、理事長が認定証を再交付する。5年間で必要な単位を獲得しえない者は専門医資格を停止する。続く2年で所定の単位を獲得しえない場合は専門医制度細則第29条の手続きを経て専門医資格を喪失する。

なお、停止期間中は更新の資格は保有するが専門医資格は停止する。

(本制度適応の留保)

第12条 海外留学、病気、出産、育児、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保される。なお、出産、育児に関しては、留保期限は原則1年間とする。留保期間中は専門医資格は有するものとする。

(例外規定)

第13条 満65歳以上の専門医については、資格更新に際し、5年間の診療実績を審査する。

第3章 生涯教育の基準となる点数

(生涯教育基準の点数)

第8条 学会、研修会、その他への参加、学会発表、形成外科専門誌および関連医学専門雑誌への論文掲載等について施行細則の生涯教育基準点数にもとづき点数が与えられる。

(点数の認定)

第9条 生涯教育基準点数に記載されていないものの点数については委員会に申請して点数を認定してもらうことができる。

第4章 領域専門医更新のための要件

(領域専門医更新に要する点数と日本形成外科学術集会参加義務)

第10条 形成外科領域専門医は、5年間で最低50単位を獲得しなければならない。

(領域専門医の更新および資格の喪失)

第11条 専門医は生涯教育制度に則り5年毎に領域専門医の更新を行い、機構が資格を認定、登録して認定証を再交付する。5年間で必要な単位を獲得しえない者は専門医資格を停止する。続く2年で所定の単位を獲得しえない場合は専門医制度細則第29条の手続きを経て専門医資格を喪失する。

なお、停止期間中は更新の申請資格は保有するが専門医資格は停止する。

(本制度適応の留保)

第12条 国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護、管理職、その他委員会が妥当と認める理由があれば、その間その個人につき本制度の適応は留保される。

(診療実績)

第13条 領域専門医更新に際しては、所定の様式に従った診療実績を提出し、審査を受けるものとする。診療実績によって得られる単位数は5年間で10単位とする。

旧

第5章 専門医資格更新のための方法

(提出書類)

第14条 資格更新を行う者は更新申請書を事務局に請求し、必要事項を記入の上、所定の期日までに所定の実績記録とともに審査更新料を添えて委員会に提出する。満65歳以上の専門医は審査更新料の一部が減免される。

(学会などへの参加の確認)

第15条 学会、研修会への参加点数については、参加証明あるいは受講票などを各自保存し、所定の申請書に添付する。

(論文)

第16条 専門誌への論文掲載に関しては、所定の事項を記載して申告する。論文の点数は各人が申請する点数の1/2までとする。

(審査結果の通知)

第17条 専門医生涯教育委員会は、審査の結果を理事長に報告し、申請者に通知する。

第6章 異議の申し立て

(異議の申請)

第18条 点数の認定、資格更新などに異議のあるものは理由を付して理事長に異議を申し立てることができる。ただし、点数の認定あるいは専門医資格更新審査結果を専門医生涯教育委員長が申請者に通知した消印日から14日以内とする。

第7章 細則の変更手続き

(異議の審理)

第19条 異議の申し立てについては委員会が再審査をし、理事長に報告する。

(改廃)

第20条 この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

1 この細則は平成25年3月1日より施行する。

新

第5章 領域専門医更新のための方法

(提出書類)

第14条 領域専門医の申請を行う者は更新申請書を事務局に請求し、必要事項を記入の上、所定の期日までに所定の実績記録とともに委員会に提出する。

(講習会への参加の確認)

第15条 機構によって指定された講習(専門医共通講習および形成外科領域講習)への参加によって得られる単位については、参加証明あるいは受講票などを各自保存し、所定の申請書に添付する。

(学術業績等)

第16条 学会参加(5年間で最大3単位)や学会発表、専門誌への論文掲載に関しては、所定の事項を記載して申告する。これらの学術業績等によって得られる単位数は5年間で最小3単位最大10単位までとする。

(審査結果の通知)

第17条 専門医生涯教育委員会は、審査の結果を理事長に報告する。また理事長は更新の有資格者を機構に報告し、そののち機構からの審査結果をすみやかに申請者に通知する。

第6章 異議の申し立て

(異議の申請)

第18条 点数の認定、資格更新などに異議のあるものは理由を付して理事長に異議を申し立てることができる。ただし、点数の認定あるいは機構による専門医更新の審査結果を理事長が申請者に通知した消印日から14日以内とする。

第7章 細則の変更手続き

(異議の審理)

第19条 異議の申し立てについては委員会が再審査をし、理事長に報告する。

(改廃)

第20条 この細則の改廃は、評議員会の議決を経て会員総会の承認を得て行う。

附 則

1 この細則は平成27年4月1日より施行する。

2 機構による形成外科領域専門医の更新開始当初の5年間においては、移行措置として領域専門医更新に関する要件・方法を別途定める。

一般社団法人 日本形成外科学会専門医生涯教育制度 施行細則

平成 25 年 3 月 制定

平成 27 年 4 月 改定

旧

新

第 1 条 専門医の資格更新のための生涯教育基準点数を別表のごとく定める。

第 2 条 専門医生涯教育委員会（以下委員会）の審査を要する国際学会、関連学会ならびに研究会（研究会、研修会を称す）は、その内容、プログラムについて事前に委員会に審査し、点数を決定する。

2 委員会に申請された国際学会、関連学会ならびに研究会の審査は毎年行われる専門医資格更新審査会で審査する。

3 審査を通過した国際学会、関連学会ならびに研究会は理事長の承認を得て点数を告示する。

4 承認された国際学会、関連学会ならびに研究会の生涯基準点数は承認の次年度より加算される。

第 3 条 国際学会、関連学会ならびに研究会は形成外科、関連科の医師の参加による会であること。

2 研究会は単なる講演会に留まらず継続して 10 題前後の一般発表演題のある会とする。

3 研究会は 1 回 3 点とし、同一研究会の年間算定は 3 回以内とする。

4 症例検討等を中心に定期的に開催される研究会（症例検討会等）で 1 回の演題数（症例数）が 10 に満たないものは、1 回 1 点とし、同一研究会の年間算定 3 回以内とする。その他の扱いは他の研究会に準ずる。

5 医師会主催の生涯教育講座に関する当学会認定基準点数 1 回 4 点は、5 年間で 5 回以内とする。

6 学会発表および講師として加算できる会および点数は別表専門医更新のための生涯基準点数表に挙げたものとする。

第 4 条 新たに認めた国際学会、関連学会ならびに研究会の単位は該当学会および研究会の点数とする。

2 論文の掲載誌として委員会が認定して告示しているもの以外は、別冊またはそのコピーを添えて申請し、委員会により点数の裁定を受ける。論文は著者（関係する部分のみ）、原著、総説、報告などである。

第 1 条 形成外科領域専門医の更新における学術業績等算定のための単位数を別表のごとく定める。

第 2 条 専門医生涯教育委員会（以下委員会）の審査を要する国際学会、関連学会ならびに研究会（研究会、研修会を称す）は、その内容、プログラムについて事前に委員会が審査し、単位数を決定する。

2 委員会に申請された国際学会、関連学会ならびに研究会の審査は毎年行われる専門医更新資格審査会で審査する。

3 審査を通過した国際学会、関連学会ならびに研究会は理事長の承認を得て単位数を告示する。

4 承認された国際学会、関連学会ならびに研究会の参加による単位数は承認の次年度より加算される。

第 3 条 国際学会、関連学会ならびに研究会は形成外科、関連科の医師の参加による会であること。

2 →削除 以下繰り上げ

2 研究会は 1 回 0 単位もしくは 1 単位とする。

4 →削除 以下繰り上げ

5 →削除 以下繰り上げ

3 学会発表および講師として加算できる会および単位数は、資格更新のための学術業績一覧表および委員会承認の関連学会等に関する新旧基準対照表に挙げたものとする。

第 4 条 新たに認めた国際学会、関連学会ならびに研究会の単位は該当学会および研究会と同等とする。

2 論文の掲載誌として委員会が認定して告示しているもの以外は、別冊またはそのコピーを添えて申請し、委員会により単位数算定の可否について裁定を受ける。論文は著書（関係する部分のみ）、原著、総説、報告などである。

第5条 研究会の主催施設または代表者は3年毎に、当該研究会が継続開催されていることをプログラムまたはこれに準ずる案内状などの送付により、委員会宛報告する。

2 3年間の報告内容の審査で問題を指摘された研究会は、翌年も研究会報告を行わなければならない。

3 再度問題を指摘された研究会の生涯基準点数は指摘年度より加算することができない。

第6条 第2条で新たに認めた点数は後に評議員会で承認を受ける。

附 則

1 この施行細則は平成25年3月より施行する。

第5条 研究会の主催施設または代表者は3年毎に、当該研究会が継続開催されていることをプログラムまたはこれに準ずる案内状などの送付により、委員会宛報告する。

2 3年間の報告内容の審査で問題を指摘された研究会は、翌年も研究会報告を行わなければならない。

3 再度問題を指摘された研究会に関する単位数は指摘年度より加算することができない。

第6条 第2条で新たに認めた単位数は後に評議員会で承認を受ける。

附 則

1 この施行細則は平成27年4月より施行する。

2 機構による形成外科領域専門医の更新開始当初5年間の移行措置における、旧基準による生涯教育基準点数等については、改定前の施行細則によるものとする。

資格更新のための学術業績基準一覧表

項目	旧基準点数	新基準単位数
学術集会出席		
日本形成外科学会 学術集会	15	3
日本形成外科学会 基礎学術集会	15	3
国際形成外科学会	10	2
各地区形成外科学会 学術集会 * 関東形成外科学会は3月開催の東京地方会がこれに該当	8	2
国際口蓋裂学会	8	2
国際手外科学会	8	2
国際頭蓋顔面外科学会	8	2
国際熱傷学会	8	2
国際美容外科学会	8	2
国際マイクロサージャリー学会	8	2
世界創傷治癒学会連合学会 *2012 (H24) 年度開催分のみ承認	8	2
東洋美容外科学会 [OSAPS] *2010 (H22) 年度開催分より承認	8	2
日韓国際形成外科学会	8	2
日中形成外科学術交流会	8	2
その他の国際形成外科学会 * アジア太平洋地区, ヨーロッパ地区など	8	2
国際形成外科学会アジア太平洋地区会議 [IPRAS・APS]	8	2
各国の形成外科学会総会	8	2
各地区形成外科学会 下部組織の地方学会・地方会 * 旧称: 北陸地方会, 東海地方会など	6	2
日本形成外科学会 学術講習会	6	2
日本医学会総会	6	2
日本下肢救済・足病学会 *2014 (H26) 年度開催分より承認	6	2
日本救急医学会	6	2
日本形成外科手術手技学会 * 旧: 日本形成外科手術手技研究会 2010 (H22) 年度開催分より6点で承認 1996 (H8) 年度～2009 (H21) 年度開催分は3点で承認	6	2
日本口蓋裂学会	6	2
日本再生医療学会 *2013 (H25) 年度開催分より承認	6	2
日本職業・災害医学会	6	2
日本褥瘡学会	6	2
日本先天異常学会	6	2
日本創傷外科学会	6	2
日本創傷治癒学会	6	2
日本手外科学会	6	2
日本頭蓋顎顔面外科学会	6	2
日本頭蓋底外科学会	6	2
日本頭頸部癌学会 * 旧: 日本頭頸部腫瘍学会	6	2

項目	旧基準点数	新基準単位数
日本乳房オンコプラステックサージャリー学会 *2013 (H25) 年度開催分より承認	6	2
日本熱傷学会	6	2
日本皮膚悪性腫瘍学会 *2004 (H16) 年度開催分より承認	6	2
日本美容外科学会 [JSAPS] *総会・学術集会は6点、学術集会のみの場合は3点	6	2 (学術集会のみは0)
日本マイクロサージャリー学会	6	2
日本臨床皮膚外科学会	6	2
日本レーザー医学会 *2011 (H23) 年度開催分より6点承認 2008 (H20) 年度～2010 (H22) 年度開催分は4点で承認	6	2
関連学会研修会	4	1
日本医師会生涯教育講座	4	1
複数施設の合同研究会	3	0
その他特に委員会が認めたもの	別表参照	0または1

学会発表

	旧基準点数	新基準単位数 筆頭(第一共同)・ 筆頭(共同：2名まで) 司会または座長
日本形成外科学会 講習会 (講師)	8	1
日本形成外科学会 学術集会 (特別講演, 教育講演)	8	1
関連学会 (特別講演, 教育講演, シンポジウム, パネルディスカッション)	8	1
日本形成外科学会	6 (2)	1
国際形成外科学会	6 (2)	1
委員会承認の関連国際学会	6 (2)	1
委員会承認の関連学会 (学術集会出席の項に記載のもの)	3 (1)	1
各地区形成外科学会 学術集会	3 (1)	1
各地区形成外科学会 地方会	3 (1)	1
その他委員会が認めた学会・研究会 (別表参照)		1

論文・原著・著書掲載誌

	旧基準点数 筆頭(共同：2名まで)	新基準単位数 筆頭(共同)
日本形成外科学会 会誌	12 (3)	2 (1)
雑誌：形成外科 * 克誠堂出版 発行	12 (3)	2 (1)
委員会承認の関連学会誌	12 (3)	2 (1)
外国で発行の形成外科専門誌	12 (3)	2 (1)
関連著書 (学術的なもの, 医家向けのもの)	12 (3)	0
その他の学術雑誌 (定期刊行され査読のあるもの)	8 (2)	2 (1)

その他診療以外の学術活動実績

	新基準単位数
日本形成外科学会会誌の査読 (1編につき)	1
委員会承認の関連学会誌の査読 (1編につき)	1
専門医試験問題作成, 試験委員, 監督などの業務 (1年度につき)	1

別表：委員会承認の関連学会等に関する新旧基準対照表

		旧基準出席点数	旧基準発表点数・筆頭	共同（2名まで）	新基準出席単位	新基準発表単位 （筆頭または第一共同演者 司会・座長）	承認期間（空欄は制限なし）
ア	旭川手の外科を考える会	1	-	-	0	1	2011 (H23) /4/1～
イ	茨城形成外科研究会 *旧：茨城県北形成外科研究会	3	-	-	0	1	2003 (H15) /4/1～
エ	AOCMF フォーカストワークショップ *旧：AOCMF スタートワークショップ	3	-	-	0	1	2012 (H24) /4/1～
	AOCMF プリンシプルコース	4	-	-	1	1	2012 (H24) /4/1～
	愛媛形成外科研修会	3	-	-	0	1	2001 (H13) /4/1～
オ	大分形成外科懇話会	3	-	-	0	1	1992 (H4) /4/1～
	大阪形成外科医会	3	-	-	0	1	1995 (H7) /4/1～
	岡山形成外科医会 *旧：岡山形成外科懇話会	3	-	-	0	1	1991 (H3) /4/1～
	岡山創傷治癒研究会	1	-	-	0	1	2013 (H25) /4/1～
	沖縄形成外科研究会	1	-	-	0	1	2011 (H23) /4/1～
カ	神奈川県形成外科症例検討会	3	-	-	0	1	1991 (H3) /4/1～
	川崎医科大学形成外科学教室同門会学術集会	3	-	-	0	1	2015 (H27) /4/1～
	関東上肢先天異常症例検討会	1	-	-	0	1	2014 (H26) /4/1～
キ	北里形成外科フォーラム	3	-	-	0	1	2001 (H13) /4/1～
	九州昭和大学同門会 学術集会	3	-	-	0	1	2000 (H12) /4/1～
	京大形成外科集談会	3	-	-	0	1	1997 (H9) /4/1～
	京都形成外科医会	1	-	-	0	1	2012 (H24) /4/1～
	近畿手の外科症例検討会	1	-	-	0	1	2010 (H22) /4/1～
ク	Craniosynostosis 研究会	4	3	1	1	1	2009 (H21) /4/1～
ケ	慶應義塾大学形成外科同門会 学術集会	3	-	-	0	1	1999 (H11) /4/1～
	京滋手外科・末梢神経セミナー	1	-	-	0	1	2011 (H23) /4/1～
	形成外科新宿フォーラム	3	-	-	0	1	2007 (H19) /4/1～
	形成外科臨床会	1	-	-	0	1	2012 (H24) /4/1～
	KC 会	3	-	-	0	1	2001 (H13) /4/1～
	血管腫・血管奇形研究会	3	-	-	0	1	2008 (H20) /4/1～
コ	高知県形成外科医会	3	-	-	0	1	2005 (H17) /4/1～
	神戸形成外科集談会	3	-	-	0	1	2013 (H25) /4/1～
	郡山形成外科研究会	1	-	-	0	1	2011 (H23) /4/1～
国際	シ 国際シミュレーション外科学会	6	3	1	1	1	2005 (H17) /4/1～
	ト 国際頭蓋顔面外科学会アジア太平洋地区会議	8	6	2	1	1	2015 (H27) /4/1～
	ヒ 国際美容外科学会 教育講習会	8	6	2	1	1	1991 (H3) /4/1～
サ	埼玉手外科研究会	3	-	-	0	1	2004 (H16) /4/1～
	札幌形成外科研究会 *旧：札幌合同症例検討会	3	-	-	0	1	2008 (H20) /4/1～
	山陰形成外科懇話会	3	-	-	0	1	2011 (H23) /4/1～
シ	Jikei Hand Forum	3	-	-	0	1	2014 (H26) /4/1～
	静岡手の外科・マイクロサージャリー研究会	3	-	-	0	1	2002 (H14) /4/1～
	静岡県形成外科医会 *旧：静岡形成外科懇話会	3	-	-	0	1	1993 (H5) /4/1～
	昭和大学形成外科同門会 学術集会	3	-	-	0	1	1994 (H6) /4/1～
	新宿熱傷フォーラム *旧：四施設熱傷研究会	3	-	-	0	1	2000 (H12) /4/1～
タ	多摩形成外科症例検討会	1	-	-	0	1	2011 (H23) /4/1～
チ	千葉県形成外科研究会	3	-	-	0	1	2001 (H13) /4/1～
	中部日本手外科研究会	3	-	-	0	1	2002 (H14) /4/1～
ツ	筑波大学形成外科同門会	3	-	-	0	1	2010 (H22) /4/1～
テ	手先天異常懇話会	1	-	-	0	1	2014 (H26) /4/1～

		旧基準 出席点数	旧基準 発表点数・筆頭	共同 (2名まで)	新基準 出席単位	新基準 発表単位 (筆頭または第一共同演者 司会・座長)	承認期間 (空欄は制限なし)
ト	東海マイクロサージャリー研究会	1	-	-	0	1	2012 (H24) /4/1~
	東京医科歯科大学形成外科集談会	3	-	-	0	1	2008 (H20) /4/1~
	東京大学形成外科同門会 学術集会	3	-	-	0	1	1991 (H3) /4/1~
	東北大学形成外科同門会 学術集会	3	-	-	0	1	1995 (H7) /4/1~
	東北マイクロサージャリー懇話会	3	-	-	0	1	1997 (H9) /4/1~
	徳島形成外科集談会	3	-	-	0	1	1998 (H10) /4/1~
	とちぎ形成外科懇話会	1	-	-	0	1	2011 (H23) /4/1~
ナ	長崎形成外科懇話会	3	-	-	0	1	1991 (H3) /4/1~
	奈良形成外科研究会	1	-	-	0	1	2013 (H25) /4/1~
ニ	西新宿形成外科フォーラム	3	-	-	0	1	2012 (H24) /4/1~
	西中国形成外科研修会	3	-	-	0	1	1992 (H4) /4/1~
日本	カ 日本下肢救済・足病学会九州地方会	3	3	1	0	1	2014 (H26) /4/1~
	日本下肢救済・足病学会北海道地方会	3	3	1	0	1	2015 (H27) /4/1~
	日本顔面神経研究会	3	-	-	0	1	2010 (H22) /4/1~
	日本眼瞼義眼床手術学会 *旧: 眼瞼・義眼床手術研究会	4	3	1	1	1	1991 (H3) /4/1~
	ケ 日本外科系連合学会	4	3	1	1	1	1993 (H5) /4/1~
	コ 日本抗加齢医学会	4	3	1	1	1	2009 (H21) /4/1~
	シ 日本シミュレーション外科学会 *旧: 日本コンピュータ支援外科学会	4	3	1	1	1	1992 (H4) /4/1~
	日本褥瘡学会 関東甲信越地方会	3	3	1	0	1	2014 (H26) /4/1~
	日本褥瘡学会 九州地方会	3	3	1	0	1	2007 (H19) /4/1~
	日本褥瘡学会 中国・四国地方会	3	3	1	0	1	2001 (H13) /4/1~
	日本褥瘡学会 中部地方会	3	3	1	0	1	2004 (H16) /4/1~
	日本褥瘡学会 東北地方会	3	3	1	0	1	2008 (H20) /4/1~
	日本褥瘡学会 北海道地方会	3	3	1	0	1	2003 (H15) /4/1~
	ニ 日本乳癌学会	4	3	1	1	1	1993 (H5) /4/1~
	ネ 日本熱傷学会 関東地方会	3	3	1	0	1	1997 (H9) /4/1~
	日本熱傷学会 九州地方会	3	3	1	0	1	1991 (H3) /4/1~
	日本熱傷学会 近畿地方会	3	3	1	0	1	1993 (H5) /4/1~
	日本熱傷学会 甲信地方会	3	3	1	0	1	1997 (H9) /4/1~
	日本熱傷学会 中国・四国地方会	3	3	1	0	1	1992 (H4) /4/1~
	日本熱傷学会 東海地方会	3	3	1	0	1	1996 (H8) /4/1~
	日本熱傷学会 東北地方会	3	3	1	0	1	1995 (H7) /4/1~
	日本熱傷学会 北陸地方会	3	3	1	0	1	1997 (H9) /4/1~
	日本熱傷学会 北海道地方会	3	3	1	0	1	2001 (H13) /4/1~
	ハ 日本バイオマテリアル学会	4	3	1	1	1	1996 (H8) /4/1~
	マ 日本末梢神経学会	3	3	1	0	1	2009 (H21) /4/1~
	リ 日本臨床毛髪学会	3	3	1	0	1	2010 (H22) /4/1~
ハ	癬痕・ケロイド治療研究会	4	3	1	1	1	2009 (H21) /4/1~
ヒ	PRP (多血小板血漿) 療法研究会	4	3	1	1	1	2012 (H24) /4/1~
	東日本手外科研究会	3	3	1	0	1	2011 (H23) /4/1~
	兵庫形成外科集談会	3	-	-	0	1	2014 (H26) /4/1~
	兵庫県形成外科医会 *旧: 兵庫県形成外科医会研究会	3	-	-	0	1	2011 (H23) /4/1~
	備後形成外科医会	1	-	-	0	1	2011 (H23) /4/1~

		旧基準 出席点数	旧基準 発表点数・筆頭	共同 (2名まで)	新基準 出席単位	新基準 発表単位 (筆頭または第一共同演者、 司会・座長)	承認期間 (空欄は制限なし)
フ	福島県形成外科研究会	3	-	-	0	1	2008 (H20) /4/1~
	複数施設の合同研究会	3	-	-	0	1	
ホ	北大形成外科アカデミー	1	-	-	0	1	2013 (H25) /4/1~
	北陸手外科研究会	3	-	-	0	1	1997 (H9) /4/1~
	北海道形成外科フォーラム “北の大地”	1	-	-	0	1	2011 (H23) /4/1~
	北海道頭頸部腫瘍研究会	3	-	-	0	1	2007 (H19) /4/1~
マ	末梢神経を語る会	1	-	-	0	1	2011 (H23) /4/1~
ミ	南大阪 Surgical Flaps 研究会	1	-	-	0	1	2015 (H27) /4/1~
	宮城県形成外科懇話会	3	-	-	0	1	1992 (H4) /4/1~
ヤ	谷根千形成懇話会	3	-	-	0	1	2013 (H25) /4/1~
	山形形成外科懇話会	3	-	-	0	1	1998 (H10) /4/1~
ヨ	横浜形成外科フォーラム	3	-	-	0	1	2003 (H15) /4/1~